

# 井原市国民保護計画

＜資料編＞

## 目 次

資料 1 避難実施要領のパターンについて	1
避難実施要領のパターンについて	1
弾道ミサイル攻撃（又は航空機攻撃）の場合	2
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	5
着上陸侵攻の場合	14
避難誘導における留意点	15
資料 2 様 式 集	20
様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	20
様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）	21
様式第3号 安否情報報告書	22
様式第4号 安否情報照会書	23
様式第5号 安否情報回答書	24
様式第6号 被災情報の報告様式・その1	25
様式第7号 被災情報の報告様式・その2	26
様式第8号 被災情報の報告様式・その3	27
様式第9号 被災情報の報告様式・その4	28
資料 3 関係機関の連絡先	30
資料 4 主要道路及び鉄道	33
資料 5 避難施設一覧	34
資料 6 条 例	35
井原市国保協議会条例	35
井原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	36

## 避難実施要領のパターンについて

### ○避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

### ○避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものでは全くない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当課を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

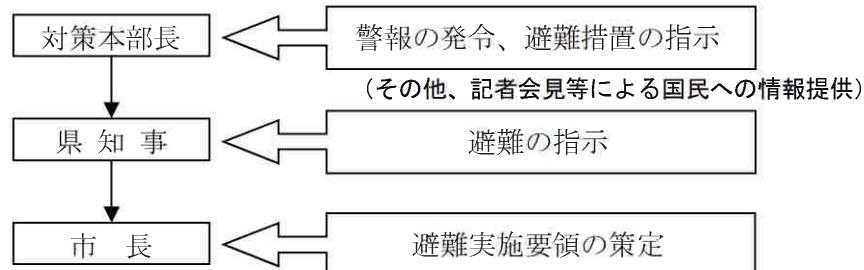
かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

## 弾道ミサイル攻撃（又は航空機攻撃）の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。  
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

### 【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

- (ア) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- (イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## 避難実施要領（一例）

井原市長  
○月○日○時現在

### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

- (※) 弹道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」（p16参照）が存在する。）となる。
- (※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

### 2 避難誘導の方法

- 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）に連動している緊急告知システム「お知らせくん」により、住民に警報の発令を周知させること。
- (※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

- 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるよう周知する。）。
- 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知するものとする。
- 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの建物等の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意しておくよう周知する。また、緊急告知システム「お知らせくん」、井原市メール配信サービスやテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

- (※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。
- 弹道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周

知すること。

- (※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

### 3 その他の留意点

- 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、避難行動要支援者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

- (※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

### 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

### 【避難に比較的余裕がある場合の対応】

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

### 【昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応】

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

ただし、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領（一例）

井原市長  
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、○○市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った…。

（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。）

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

（※）具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

○○市（町村）は、A・B・C地区住民約500名を、本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以後、市車両及び民間大型バスにより、○○市・○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

（※）少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩で集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

（※）自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

（※）原子力事業所周辺における避難については、原子力災害が発生するおそれがある場合には、住民に対し、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。

この場合において、地理的条件や交通事情を勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車を交通手段として示すことができる。

（2）市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の○○市・○○小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。

連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は隨時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

- (※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。
- (※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A 地区

約200名、A 公民館、市保有車両×4 ○○バス2台

(イ) B 地区

約200名、B 公民館、○○バス×大型バス4台

(ウ) C 地区

約100名、C 公民館、○○バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

○○日15:30、A・B・C 公民館

ウ 避難経路

国道○○号（予備として県道○○号及び○○号を使用）

- (※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

- (※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

- (※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

- (※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、緊急告知システム「お知らせくん」、井原市メール配信サービス等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C 地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支

援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

- (※) 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。
- (※) 外国人については、各国の大天使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

#### (5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 避難行動要支援者の避難

市は、避難行動要支援者の避難を適切に行えるよう「避難行動要支援者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

- (※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

#### (6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17：30までに終了するよう活動を行う。

- (※) 「正常化の偏見」(p16参照)を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

#### (7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するよう呼びかける。

- (※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためにには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

## (8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日常品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官に通報するよう促す。

## (9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やN B C等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

- (※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
- (※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割別に示す。

## 4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び井原市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：井原市役所
- オ 現地調整所設置場所：〇〇

## 5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市（町村）の支援を受ける。

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領（一例）

井原市長  
○月○日○時現在

（1）事態の状況

○○日○時○分に○○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○○地域で戦闘が継続している状況にある（○○日○時現在）。

（2）避難誘導の全般的方針

○○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、緊急告知システム「お知らせくん」、井原市メール配信サービス等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがあると判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

- (※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。
- (※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。
- (※) 屋内避難は、①N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがあると考えられるときに行う。

（3）避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

○○時現在

○○地区については、○○道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・・

○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

- (※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。
- (※) 現地調整所で、県警察、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

#### (4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。N B C攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるD M A Tが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) D M A T (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

#### (5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないよう、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やN B C等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領（一例）

井原市長  
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤（○○剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の○○市○○1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（○○1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

○○市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、緊急告知システム「お知らせくん」、井原市メール配信サービス等により避難の方法を呼びかけるとともに、N B C防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

（※） 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

（2）市（町村）における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員○名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

（※） N B C攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

（3）避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、緊急告知システム「お知らせくん」、井原市メール配信サービス等を用

- いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、緊急告知システム「お知らせくん」、井原市メール配信サービスや電話等に限られる。

#### (4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。
- また、県と調整して、当該避難所における、専門医やD M A T (災害派遣医療チーム)等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるN B Cへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

#### (5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

#### (6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 緊急告知システム「お知らせくん」、井原市メール配信サービス、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) N B Cによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

## (7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

### 3 各部の役割

別に示す。

### 4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：井原市役所  
イ 現地調整所設置場所：○○

## 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## 【避難誘導における留意点】

### 1. 各種の事態に即した対応

- 弹道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弹道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

### 2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。

また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

### 3. 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動したりする可能性もある。こうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

### 4. 高齢者、障がいのある人等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がいある人等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者支援措置を講じていくことが適当と考える。
  - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「避難行動要支援者支援班」の設置
  - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
  - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と連携した情報

### 供と支援の実施

- ④ 一人一人の避難行動要支援者のための「避難支援プラン」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等） 等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、避難行動要支援者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(制度を周知した上で、) 自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による避難行動要支援者の特定をせずに取り組むと、避難行動要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、個人情報保護法の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、避難行動要支援者を特定する方式。	情報共有の結果特定される避難行動要支援者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

### 5. 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落したりすることがないように、注意する必要がある。

- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。
  - 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
  - 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求める（自主防災組織等には特殊標章の交付も）
  - 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
  - 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

## 6. 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在したりする児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

## 7. 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によりタイムリーな情報を提供したり（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）することは、大きな効果を生む。  
 （参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。平成17年4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

## 8. 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。こうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ア 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- イ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ウ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官等がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- エ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

## 資料 2

## 様 式 集

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名			
② フリガナ			
③ 出生の年月日	年	月	日
④ 男女の別	男	女	
⑤ 住所（郵便番号含む。）			
⑥ 国籍	日本	その他（ ）	
⑦ その他個人を識別する情報			
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷	非該当	
⑨ 負傷又は疾病の状況			
⑩ 現在の居所			
⑪ 連絡先その他必要情報			
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない		
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は丸で囲んで下さい。	回答を希望しない		
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する	同意しない	
備考			

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難住民の確認事務のため、行政内部で利用することができます。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

## 様式第2号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年月日時分）

① 氏名		
② フリガナ		
③ 出生の年月日	年	月
④ 男女の別	男	女
⑤ 住所（郵便番号含む。）		
⑥ 国籍	日本	その他（　　）
⑦ その他個人を識別する情報		
⑧ 死亡の日時、場所及び状況		
⑨ 遺体が安置されている場所		
⑩ 連絡先その他必要情報		
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない	
備考		

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難住民の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所			続柄

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号(第2条関係)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 「③出生の年月日」欄には元号表記により記入すること。

3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。

5 ⑫～⑯の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

## 様式第4号（第3条関係）

## 安否情報照会書

総務大臣  
 (都道府県知事) 殿  
 (市町村長)

年 月 日

申請者

住所（居所）氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由  (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居人であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ( )
備考		
照会者を特定するため必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
* 申請者の確認		
* 備考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

- 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 \*印欄には記入しないで下さい。

## 様式第5号（第4条関係）

## 安否情報回答書

年　月　日

殿

総務大臣  
 (都道府県知事)  
 (市町村長)

年　月　日付けで照会があつた安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別																					
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別																					
被照会者	<table border="1"> <tr><td>氏　名</td><td></td></tr> <tr><td>フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>出生の年月日</td><td></td></tr> <tr><td>男女の別</td><td></td></tr> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>国籍 (日本国籍を有しない者に限る)</td><td>日本　その他( )</td></tr> <tr><td>その他個人を識別するための情報</td><td></td></tr> <tr><td>現在の居所</td><td></td></tr> <tr><td>負傷又は疾病の状況</td><td></td></tr> <tr><td>連絡先その他必要情報</td><td></td></tr> </table>	氏　名		フリガナ		出生の年月日		男女の別		住所		国籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本　その他( )	その他個人を識別するための情報		現在の居所		負傷又は疾病の状況		連絡先その他必要情報	
氏　名																					
フリガナ																					
出生の年月日																					
男女の別																					
住所																					
国籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本　その他( )																				
その他個人を識別するための情報																					
現在の居所																					
負傷又は疾病の状況																					
連絡先その他必要情報																					

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

様式第6号（被災情報の報告様式・その1）

年月日に発生した○○○による被害（第 報）

年 月 日 時 分

井 原 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 井原市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人 的 被 害			住家被害		その他
死 者	行方不明者	負傷者		全 壊	半 壊
		重 傷	軽 傷		
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

年月日	性別	年齢	概況

## 様式第7号（被災情報の報告様式・その2）

## 第一報

〔救急・救助事故等〕

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	計 人	覚知方法	
事故等の概要				
死傷者等	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 ( 人)		
	不明 人	重症 人 ( 人)	中等症 人 ( 人)	軽症 人 ( 人)
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

様式第8号（被災情報の報告様式・その3）

〔災害概況速報〕

消防庁受信者氏名

災害名

(第一報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所			発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不 明 人	住家	全 壊	棟	一 部 破 損	棟
		負傷者	人	計 人		半 壊	棟	床 上 浸 水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(県)		(市)				

- (注) 災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合、本様式を用いること。
- (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

## 様式第9号(被災情報の報告様式・その4)

〔被害状況速報〕

市町村名				区分			被　害		
災害名		災害名 第一　　報		の そ 他	田	流出・埋没	ha		
確定年月日		(　月　日　時現在)				冠　水	ha		
報告者名						流出・埋没	ha		
						冠　水	ha		
区分			被　害			文教施設	箇所		
人 的 被 害	死　　者	人				病　院	箇所		
	行方不明者	人				道　路	箇所		
	負傷者	重　　傷	人				橋　り　よ　う	箇所	
		軽　　傷	人				河　川	箇所	
住 家 被 害	全　　壊		棟			港　湾	箇所		
			世帯		砂　防	箇所			
			人		清　掃　施　設	箇所			
	半　　壊		棟		崖　く　ず　れ	箇所			
			世帯		鉄　道　不　通	箇所			
			人		被　害　船　舶	隻			
	一部破損		棟		水　道	戸			
			世帯		電　話	回線			
			人		電　氣	戸			
	床上浸水		棟		ガ　ス	戸			
世帯				ブロック塀等	箇所				
人									
床下浸水		棟		り　災　世　帶　数	世帯				
		世帯		り　災　者　数	人				
		人		火災発生	建　物	件			
非 住 家	公共建物	棟			危　險　物	件			
	その　他	棟			そ　の　他	件			

区分		被　　害	災害対策本部等の設置状況	道府県			
公立文教施設	千円			市	設置日時　　日　　時　　分		
農林水産業施設	千円			町	解散日時　　日　　時　　分		
公共土木施設	千円			村			
その他の公共施設	千円						
小　　計	千円						
公共施設被害市町村数		団体					
農　業　被　害	千円		災害救助法適用市町村名	適用日時　　日　　時　　分			
林　業　被　害	千円						
畜　産　被　害	千円						
水　産　被　害	千円						
商　工　被　害	千円						
そ　の　他	千円			計			
被　害　總　額	千円			消防職員出動延人数	人		
				消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
災害の種類概要							
応急対策の状況							
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況							
・避難の指示の状況							
(自主：　　日　　時　　人)							
(合計人数　　人)							
(指示：　　日　　時　　人)							
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況							
・自衛隊への派遣要請、出動の状況							
要請　　日　　時　　分							
・ボランティアセンター設置状況及びボランティア活動状況、その他関連事項							

※被害額は省略することができるものとする。

## 資料 3

## 関係機関の連絡先

## 【関係指定地方行政機関（自衛隊含む）】

名 称	担当部署	所在地	TEL・FAX・E-mail	その他の連絡方法
中国総合通信局	防災対策推進室	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	TEL : 082-222-3398 FAX : 082-221-0075 E-mail : <a href="mailto:bousai2-chugoku@ml.soumu.go.jp">bousai2-chugoku@ml.soumu.go.jp</a>	
		〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	TEL : 086-224-9400 FAX : E-mail :	
		〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	TEL : 082-224-5753 FAX : 082-224-5650 E-mail :	
中国四国 産業保安監督部	管理課	〒700-0984 岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎5階	TEL : 086-223-1334 FAX : 086-223-1791 E-mail :	防災無線 81-6240-031
		〒700-8517 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2階	TEL : 086-226-0361 FAX : E-mail : <a href="mailto:hq1-okayama@pco.mod.go.jp">hq1-okayama@pco.mod.go.jp</a>	
		〒716-0045 高梁市中原町1476-1	TEL : 0866-22-2314 FAX : 0866-22-2314 E-mail :	

## 【関係県機関（県警察含む）】

名 称	担当部署	所在地	TEL・FAX・E-mail	その他の連絡方法
岡山県庁	危機管理課	〒700-8570 岡山市内山下2-4-6	TEL : 086-226-7385 FAX : 086-225-4559 E-mail : <a href="mailto:kikikanri@pref.okayama.lg.jp">kikikanri@pref.okayama.lg.jp</a>	防災無線 81-6100-2223
		〒700-0824 岡山市内山下2-4-6	TEL : 086-234-0110 FAX : E-mail :	
		〒710-0043 倉敷市羽島1083	TEL : 086-425-2111 FAX : 086-426-9305 E-mail :	
備中県民局	地域政策部 地域づくり 推進課	〒714-8502 笠岡市六番町2-5	TEL : 0865-69-1611 FAX : 0865-62-4662 E-mail : <a href="mailto:ikasa-somu@pref.okayama.lg.jp">ikasa-somu@pref.okayama.lg.jp</a>	防災無線 81-6300-216
		〒714-8502 笠岡市六番町2-5	TEL : 0865-69-1675 FAX : 0865-63-5750 E-mail :	
		〒715-0006 井原市西江原町859-1	TEL : 0866-62-9110 FAX : 0866-62-9110 E-mail :	
(保健医療部) 備中保健所井笠支所	地域総務課	〒715-0006 井原市西江原町859-1	TEL : 0866-62-9110 FAX : 0866-62-9110 E-mail :	防災無線 81-6301-371
		〒715-0006 井原市西江原町859-1	TEL : 0866-62-9110 FAX : 0866-62-9110 E-mail :	
井原警察署	警備課	〒715-0006 井原市西江原町859-1	TEL : 0866-62-9110 FAX : 0866-62-9110 E-mail :	

## 【 関係市機関 】

名 称	担当部署	所在地	TEL・FAX・E-mail	その他の連絡方法
井原市役所	総務部 危機管理課	〒715-8601 井原市井原町311-1	TEL : 0866-62-9550 FAX : 0866-62-9562 E-mail : <a href="mailto:kikikanri@city.ibara.okayama.jp">kikikanri@city.ibara.okayama.jp</a>	防災無線 81-6322-200
		〒714-2111 井原市芳井町吉井253-1	TEL : 0866-72-0110 FAX : 0866-72-1557 E-mail : <a href="mailto:y-sinkou@city.ibara.lg.jp">y-sinkou@city.ibara.lg.jp</a>	
		〒714-2111 井原市芳井町吉井253-1	TEL : 0866-72-0110 FAX : 0866-72-1557 E-mail : <a href="mailto:y-sinkou@city.ibara.lg.jp">y-sinkou@city.ibara.lg.jp</a>	

名称	担当部署	所在地	TEL・FAX・E-mail			その他の連絡方法
美星支所	美星振興課	〒714-1406 井原市美星町三山1055	TEL : 0866-87-9056		E-mail : <a href="mailto:b-sinkou@city.ibara.okayama.lg.jp">b-sinkou@city.ibara.okayama.lg.jp</a>	
井原市民病院		〒715-0019 井原市井原町1186	TEL : 0866-62-1133		FAX : 0866-62-1275	
美星国保診療所		〒714-1411 井原市美星町大倉2467-4	E-mail : <a href="mailto:bvoin@city.ibara.lg.jp">bvoin@city.ibara.lg.jp</a>	TEL : 0866-87-2525	FAX : 0866-87-2539	
アクティブライフ 井原	教育委員会 生涯学習課	〒715-0014 井原市七日市町12-1	E-mail : <a href="mailto:shogai@city.ibara.lg.jp">shogai@city.ibara.lg.jp</a>	TEL : 0866-63-3347	FAX : 0866-63-3348	
井原保健センター	健康医療課	〒715-0021 井原市上出部町658-2	E-mail : <a href="mailto:kenkouiryou@city.ibara.lg.jp">kenkouiryou@city.ibara.lg.jp</a>	TEL : 0866-62-8224	FAX : 0866-62-8249	
井原市 学校給食センター	給食 センター	〒715-0019 井原市井原町1-42	E-mail : <a href="mailto:kyushoku@city.ibara.lg.jp">kyushoku@city.ibara.lg.jp</a>	TEL : 0866-62-0813	FAX : 0866-62-3636	
水道部	上水道課	〒715-0006 井原市西江原町1905-1	E-mail : <a href="mailto:iyosui@city.ibara.lg.jp">iyosui@city.ibara.lg.jp</a>	TEL : 0866-62-0824	FAX : 0866-63-1552	
消防本部 (井原消防署)	消防本部 警防課	〒715-0014 井原市七日市町3216	E-mail : <a href="mailto:syoubou@city.ibara.lg.jp">syoubou@city.ibara.lg.jp</a>	TEL : 0866-62-1260	FAX : 0866-62-1261	防災無線 81-6322-200
井原消防署 芳井分駐所		〒714-2111 井原市芳井町吉井253-1	E-mail : <a href="mailto:yosii119@city.ibara.lg.jp">yosii119@city.ibara.lg.jp</a>	TEL : 0866-72-1100	FAX :	
井原消防署 美星分駐所		〒714-1406 井原市美星町三山1055	E-mail : <a href="mailto:bisei119@city.ibara.lg.jp">bisei119@city.ibara.lg.jp</a>	TEL : 0866-87-2001	FAX :	
笠岡市	危機管理課部 危機管理課	〒714-8601 笠岡市中央町1-1	E-mail : <a href="mailto:kikikanri@city.kasaoka.lg.jp">kikikanri@city.kasaoka.lg.jp</a>	TEL : 0865-69-2222	FAX : 0865-69-2190	防災無線 81-6321-200
総社市	危機管理課室	〒719-1192 総社市中央1-1-1	E-mail : <a href="mailto:kikikanri@city.soya.lg.jp">kikikanri@city.soya.lg.jp</a>	TEL : 0866-92-8599	FAX : 0866-93-9479	防災無線 81-6323-201
高梁市	防災復興推進室	〒716-0036 高梁市松原通2043	E-mail : <a href="mailto:bosaifukko@city.takahashi.okayama.jp">bosaifukko@city.takahashi.okayama.jp</a>	TEL : 0866-21-0246	FAX : 0866-23-1555	防災無線 81-6324-201
矢掛町	総務企画課	〒714-1297 小田郡矢掛町矢掛3018	E-mail : <a href="mailto:bousai@town.okayama.lg.jp">bousai@town.okayama.lg.jp</a>	TEL : 0866-82-1010	FAX : 0866-82-1454	防災無線 81-6329-200
福山市	危機管理 防災課	〒720-8501 福山市東桜町3-5	E-mail : <a href="mailto:kikikanri-bousai@city.fukuyama.lg.jp">kikikanri-bousai@city.fukuyama.lg.jp</a>	TEL : 084-928-1228	FAX : 084-926-0845	

#### 【その他の機関】

名称	担当部署	所在地	TEL・FAX・E-mail			その他の連絡方法
西日本電信電話(株) 岡山支店	災害対策室	〒700-8519 岡山市北区中山下2-1-90	TEL : 086-271-2591 (防災機関窓口) 一般の方は、113番へお願いします。	FAX : 086-223-9276	E-mail : <a href="mailto:saitai@okayama.ntt-west.jp">saitai@okayama.ntt-west.jp</a>	

名称	担当部署	所在地	TEL・FAX・E-mail			その他の連絡方法
中国電力ネットワーク (株) 倉敷ネットワークセンター	総務課	〒710-8543 倉敷市中庄2293-2	TEL : 086-463-8925 FAX : 0865-463-8937 E-mail :			
井原鉄道(株)	総務企画部	〒715-0003 井原市東江原町695-1	電話 : 0866-63-2677 FAX : 0866-63-2688 E-mail :			
(一社)岡山県トラック協会		〒700-0941 岡山市青江1-22-33	電話 : 086-234-8211 FAX : 086-234-5600 E-mail :			
(株)井笠バスカンパニー		〒714-0042 笠岡市美の浜5番地	電話 : 0865-67-2213 FAX : E-mail :			
北振バス(株)		〒715-0019 井原市井原町700-1	電話 : 0866-65-1201 FAX : E-mail :			
井原郵便局		〒715-0014 井原市七日市町2	電話 : 0866-62-0509 FAX : E-mail :			
井原医師会		〒715-0019 井原市井原町181-5	電話 : 0866-62-0076 FAX : 0866-62-7294 E-mail :			
JA晴れの国岡山	代表	〒713-8113 倉敷市玉島八島1510-1	電話 : 086-476-8092 FAX : 086-476-8093 E-mail :			
井原商工会議所		〒715-8691 井原市七日市町13	電話 : 0866-62-0420 FAX : 0866-62-0411 E-mail : cci@ibara.ne.jp			
備中西商工会	芳井支所	〒714-2111 井原市芳井町吉井4110-1	電話 : 0866-72-0247 FAX : 0866-72-1435 E-mail :			

## 主要道路及び鉄道

## 【主要道路】

国道	道路の名称	起点	市内の区間		終点	経由地
			井原市高屋町地内	～井原市美星町黒忠地内		
	313号	広島県福山市岡山県総社市	井原市高屋町地内	～井原市神代町地内	鳥取県北栄町	高梁市・倉吉市
	486号	井原市高屋町	井原市高屋町地内	～井原市上稻木町地内	広島県東広島市	福山市・府中市
3	(主)井原福山港線	井原市芳井町吉井	井原市芳井町吉井地内	～井原市芳井町地内	広島県福山市	笠岡市
9	(主)芳井油木線※	笠岡市	井原市岩倉町地内	～井原市井原町地内	広島県神石高原町	
34	(主)笠岡井原線	倉敷市	井原市美星町烏頭地内	～井原市美星町明治地内	井原市井原町	矢掛町
48	(主)笠岡美星線	笠岡市	井原市美星町東水砂地内	～井原市美星町東水砂地内	高梁市成羽町	矢掛町
77	(主)美星高巣市線	高梁市川上町	井原市芳井町東三原地内	～井原市芳井町東三原地内	井原市美星町三山	
102	(一)下御領井原線	福山市神辺町	井原市大江町地内	～井原市美星町黒忠地内	井原市上出部町	
103	(一)七曲井原線	井原市下出部町	井原市下出部町地内	～井原市高屋町地内	井原市山野町	福山市上出部町
104	(一)坂瀬川芳井線	井原市芳井町川相	井原市芳井町川相地内	～井原市芳井町川相地内	井原市山野町	福山市山野町
166	(一)美袋井原線	井原市井原町	井原市井原町地内	～井原市美星町宇戸谷地内	総社市美袋	
290	(一)上稻木東江原線	井原市上稻木町	井原市上稻木町地内	～井原市東江原町地内	井原市東江原町	
291	(一)黒忠井原線	井原市西江原町	井原市西江原町地内	～井原市美星町黒忠地内	井原市美星町黒忠	
292	(一)黒忠明治線	井原市美星町黒忠	井原市美星町黒忠地内	～井原市美星町明治地内	井原市美星町明治	
293	(一)宇戸谷高梁線	井原市美星町宇戸谷	井原市美星町宇戸谷地内	～井原市美星町宇戸谷地内	高梁市広瀬	
294	(一)下鴨川上線	井原市芳井町下鴨	井原市芳井町下鴨地内	～井原市芳井町山村地内	高梁市川上町	
297	(一)高山芳井線※	井原市芳井町吉井	井原市芳井町吉井地内	～井原市芳井町種地内	高梁市川上町	
298	(一)上大竹種線	井原市芳井町種	井原市芳井町種地内	～井原市芳井町佐屋地内	高梁市川上町	
407	(一)野上矢掛線※	矢掛町	井原市美星町黒木地内	～井原市野上町地内	井原市野上町	
408	(一)東水砂矢掛線	矢掛町	井原市美星町東水砂地内	～井原市美星町東水砂地内	井原市美星町東水砂	

※印は、異常気象時通行規制区間あり

【鉄道】	路線名	起点	路線区間	終点	備考
	井原鉄道㈱	総社駅	～早雲の里在原駅～子守唄の里高屋駅～	神辺駅	

## 避難施設一覧

整理番号	名称	町丁名・番(番地)・号	所在地		連絡先		管理する担当窓口		避難施設の面積		避難施設の分類・収容人数	
			電話	FAX	名称	電話	FAX	屋内部分(m <sup>2</sup> )	屋外部分(m <sup>2</sup> )	①	②	③
								屋内の面積	～面積			
1	井原市立井原小学校	井原町1 1 1番地	62-0029	62-0039	教育総務課	62-9531	62-0332	3,000	10,000	2,545	5,000	1,500
2	井原市立井原市民会館	井原町3 1 1番地1	62-3313	62-3350	井原市民会館	62-3313	62-3350	900	-	1,090	3,500	450
3	井原市立出張小学校	上出部町2 3 5番地	65-0120	65-0121	教育総務課	62-9531	62-0332	1,800	7,000	1,090	900	350
4	井原市勤労者体育センター	上出部町6 5 8番地1	-	-	井原市婦人会館	62-1137	-	700	-	456	1,166	188
5	井原市井原保健センター	上出部町6 5 8番地2	62-8224	62-8249	健康医療課	62-8224	62-0332	3,77	2,332	2,332	17,500	1,200
6	井原運動公園	上出部町1 6 7 1番地1	63-0444	-	文化スポーツ課	62-9533	62-0332	2,400	35,000	2,909	17,500	1,200
7	井原市立富原中学校	富原町2丁目9番地1	67-0338	67-0472	教育総務課	62-9531	62-0332	3,100	9,400	2,666	4,700	1,550
8	井原市立大江小学校	大江町2 8 6番地	67-0439	67-1141	教育総務課	62-9531	62-0332	1,200	10,000	727	5,000	600
9	井原市立福倉小学校	下稻木町8 8 8番地	62-6145	62-6141	教育総務課	62-9531	62-0332	1,600	9,500	7212	4,750	650
10	井原市立原主小学校	門田町6 4 9番地	62-0585	62-0639	教育総務課	62-9531	62-0332	1,300	7,800	727	3,900	650
11	井原市立木之子小学校	木之子町2 9 4 6番地	62-1817	62-1821	教育総務課	62-9531	62-0332	1,700	5,100	1,333	2,550	850
12	井原市立木之子中学校	木之子町2 9 5 7番地	62-3603	62-0315	教育総務課	62-9531	62-0332	3,200	6,400	2,778	3,200	1,600
13	井原市立庄原小学校	東原町2 5 8番地	63-0008	63-0211	教育総務課	62-9531	62-0332	1,800	7,500	1,333	3,750	900
14	井原市立西江原小学校	西江原町5 6 3番地	62-0336	62-0393	教育総務課	62-9531	62-0332	2,100	7,000	1,818	3,500	1,050
15	井原市立井原中学校	西江原町2 0 0番地	62-0314	62-0467	教育総務課	62-9531	62-0332	4,200	11,400	3,878	5,700	2,100
16	井原市立野上小学校	野上町3 2 0 1番地	63-1008	63-1185	教育総務課	62-9531	62-0332	800	6,000	606	3,000	400
17	井原市立青野小学校	青野町2 5 0 3番地2	62-0133	62-0115	教育総務課	62-9531	62-0332	1,000	4,800	848	2,400	500
18	井引公園	下出部町2丁目1 0 1番地1	-	-	都市施設課	62-9527	62-9864	3,800	-	1,900	-	0
19	田瀬公園	笠賀町2丁目1 0 1番地1	-	-	都市施設課	62-9527	62-9864	1,300	-	650	-	0
20	井戸公園	西江原町2 9 4 4番地	-	-	都市施設課	62-9527	62-9864	5,400	-	2,700	-	0
21	神戸公園	西江原町2 5 0 3番地2	-	-	都市施設課	62-9527	62-9864	1,900	-	950	-	0
22	向町公園	井原町3 5 5 7番地1	-	-	都市施設課	62-9527	62-9864	2,500	-	1,250	-	0
23	出部西部公園	下出部町1丁目1 0 1番地1	-	-	都市施設課	62-9527	62-9864	3,000	-	1,500	-	0
24	水強公園	下出部町2丁目1 0 1番地2	-	-	都市施設課	62-9527	62-9864	2,600	-	1,300	-	0
25	相原公園	大江町1 0 9 6番地1 3	-	-	都市施設課	62-9527	62-9864	3,200	-	1,600	-	0
26	定信公園	高屋町1丁目1 0 1番地1	-	-	都市施設課	62-9527	62-9864	1,300	-	650	-	0
27	アクトブライフ井原	七日市町1 2番地1	63-3347	63-3348	生涯学習課	63-3347	63-0332	1,200	2,800	1,454	1,400	600
28	井原フレスシュ公園	大江町1 4 1 9番地2	-	-	文化スポーツ課	62-9533	62-0332	52,600	-	2,6300	-	0
29	井原市立芳井中学校	万井町吉井4 0 5 2番地	72-0059	72-1758	教育総務課	62-9531	62-0332	3,300	14,000	2,666	7,000	1,650
30	(日) 井原市立芳井小学校	万井町吉井4 1 1 4番地1	72-0042	72-1940	教育総務課	62-9531	62-0332	1,900	4,800	1,696	2,400	950
31	(日) 井原市立川相小学校	万井町川相1 4 6 1番地1	-	-	財政課	62-9531	62-0332	700	5,200	363	2,600	350
32	井原市芳井体育馆	万井町吉井1 6 7 5番地	72-0919	-	文化スポーツ課	62-9533	62-0332	750	-	909	1,454	375
33	井原市立井原生涯学習センター	万井町吉井4 0 5 8番地1	72-1700	72-1701	生涯学習課	63-3348	63-0332	1,200	3,200	1,600	600	600
34	(日) 井原市立明治小学校	万井町吉井5 2 2番地	-	-	生涯学習課	63-3347	62-0332	1,300	5,300	969	2,650	650
35	(日) 井原市立和小学校	万井町吉井2 9 6 2番地1	-	-	財政課	62-9531	62-0332	1,000	4,600	606	2,300	500
36	井原市立芳井公民館三原分館	万井町西三原1 2 9 9番地1	74-0404	-	生涯学習課	63-3348	63-0332	700	5,200	848	2,600	350
37	井原市中央公民館美星分館	美星町三山1 0 4 3番地1	87-3115	87-3123	生涯学習課	63-3347	63-0332	300	1,300	363	650	150
38	美星夢枕環境改善センター	美星町西水砂2 4 7 4番地1	87-4141	87-4170	農林課	87-3112	87-2329	200	-	242	100	0
39	井原市立美星中学校	美星町星田1番地	87-2004	87-2027	教育総務課	62-9531	62-0332	2,700	15,700	2,303	7850	1,350
40	井原市立美星小学校	美星町西水砂2 0番地	87-2008	87-2037	教育総務課	62-9531	62-0332	2,500	17,700	2060	8850	1,250
41	岡山県立井原富高等学校	井原町1 8 0 2番地	62-0057	62-6984	財務課施設班	086-226-7574	086-221-8041	1,180	13,100	6550	590	0
42	井原体育馆	上出部町1 6 7 1番地1	63-0444	-	文化スポーツ課	62-9533	62-0332	2,241	-	2716	1,120	0

条 例

○井原市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 23 日

条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、井原市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、40 人以内とする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、協議会の所掌事務について、委員を補佐させるため、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 7 月 4 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○井原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 23 日

条例第 10 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、井原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。  
2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。  
3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。  
4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。  
5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

### (会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。  
2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。  
2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。  
3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。  
4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。  
2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

### (委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

### (準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、井原市緊急対処事態対策本部について準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。